

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成30年9月22日 13時34分ごろ
発生場所	神奈川県平塚市 <sup>せんごく</sup> 干石海岸南方沖 平塚沖波浪観測塔灯から真方位068° 1.1海里付近 (概位 北緯35° 18.7′ 東経139° 22.0′)
事故の概要	水上オートバイ <sup>ひがし</sup> 東丸は、航行中、落水した同乗者が負傷した。
事故調査の経過	平成30年11月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ 東丸、5トン未満（長さ2.66m）
船舶番号、船舶所有者等	230-43619東京、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定 同乗者A
負傷者	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約2m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者Aほか1人を乗せ、約20km/hの対地速力で波高約2mの波の上り斜面を航行中、船長が無意識のうちに力が入ってスロットルレバーを強く掴み、急加速して波頂を乗り越え、着水した際、乗船者全員が後方に落水し、同乗者Aが腰部を船体に打って第一腰椎破裂骨折を負った。 船長及び同乗者2人は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、波高約2mの波の上り斜面を航行中、船長が、無意識のうちに力が入ってスロットルレバーを強く掴み、急加速して波頂を乗り越えたことから、着水した際、乗船者全員が後方に落水し、同乗者Aが腰部を船体に打って負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、波高約2mの波の上り斜面を航行中、船長が、無意識のうちに力が入ってスロットルレバーを強く掴み、急加速して波頂を乗り越えたため、着水した際、乗船者全員が後方に落水し、同乗者Aが腰部を船体に打ったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水上オートバイの船長は、波を乗り越える際、十分に減速すること。